

(6)地球環境・地域の自然・住みよい環境 令和4年2月末日現在

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
子どもがボール遊びできる場所について	子どもがサッカーをしたり、キャッチボールする場所が近くにありません。有料施設以外で、ボール遊び可能な公園を増設するか、既存の公園をボール遊びに可にするなど、住み分けをお願いします。	南船橋地域は、子どもが自由に遊べる場としては民間開発による小規模公園がある程度です。ボール遊びするには船橋川を北側へ渡った河川敷内の三角公園(広場)が使用されています。これらの改善のため、新名神高速道路の整備による未利用地の活用をネクスコより照会を受け協議を進めています。また、南船橋地域では、民間マンション跡地の土地利用について、校区コミュニティ協議会からは、公園などの整備要望をいただいております。現在、市と地元でワークショップを開き、公園プラン等について意見交換しているところです。	2021/4/27	2021/5/10	みち・みどり室
バスケットゴールポスト設置のお願い	香里ヶ丘西公園に、バスケットゴールを設置してください。子どもは、コロナ禍でスポーツの制限がされ、少しでも運動、遊ぶ機会を増やたいです。	以前、香里ヶ丘西公園にはバスケットゴールを設置しておりましたが、騒音などの問題があることから、撤去した経過があります。現在、バスケットゴールのある公園は全723公園中8公園ありますが、いずれも夜間の利用による騒音など、多数の苦情を寄せられているのが現状です。バスケットゴールの設置にあたっては、地域住民の理解を得る必要もあることから、積極的な整備は困難であると考えています。	2021/5/18	2021/5/20	みち・みどり室
路上喫煙について	窓を開けると煙草の臭いが家の中に入ってくるため、すぐに窓を閉めなくてはならない状況で、家に空気がこもり困っています。屋内の喫煙を禁止することよりも、たばこの煙を吸いたくない人が吸わずに済むよう、一定の割合で喫煙所(外に煙や臭いが出ないようなもの)を設けることが大切だと思います。	路上喫煙につきましては、昨年4月に改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変更されました。これを受け、大阪府ではさらに厳しい基準として、公共施設をはじめ学校や病院などの敷地内は全面禁煙にするなどを定めた条例に基づき受動喫煙を防止する取り組みが進められています。 本市におきましても、この取り組みを大阪府と連携しながら進めており、市内全域の道路や公園、広場、河川など公共の場所での歩きタバコは禁止するとともに、特に利用者が多い枚方市駅と樟葉駅周辺は路上喫煙禁止区域に指定し、定期的にパトロールも行いながら啓発活動を行っています。 歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止の啓発看板を無償で配布も実施していますので、是非ご利用いただければ幸いです。 また、こうした取り組み以外にも、本市では禁煙したい喫煙者をサポートするため、禁煙治療費の自己負担額を最大2万円補助する新たな制度を昨年9月からスタートさせたところです。 公衆喫煙所につきましては、受動喫煙を防ぐために必要な場合は、地域の皆さまにご理解・ご協力いただいたうえで、設置を検討したいと考えております。 今後も関係機関と連携を図りながら、喫煙者のマナー向上に向けた啓発に取り組みむとともに、受動喫煙の防止に向けた取り組みを進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	2021/5/18	2021/6/24	環境政策室 環境保全担当 保健医療課 健康増進・介護予防担当
鳩被害について	鳩被害について、商業施設の通りのマンションに住んでいますが、鳩が多く、被害に悩んでいる住民がたくさんいます。天の川の河川敷で餌をあげている人をよく見かけます。どうにかありませんか。ニッペパークも近いですが、ここも鳩に餌やりをしている人がいます。効果のある対策などはできないでしょうか。	糞害などの被害に関しては鳩等が近寄らないよう自衛をしていただくことが最も効果的です。天野川の河川敷でのエサやりに関しては大阪府の管轄になるため、本市より大阪府に情報提供をさせていただきます。また、ニッペパークでのエサやりに対しては、看板での注意喚起を行うとともに、担当課が適宜パトロールを行い、エサやり行為を確認した場合には注意をさせていただきます。	2021/6/11	2021/6/11	環境政策室 環境保全担当
枚方市内における路上喫煙について	ゴミ拾いのボランティアに参加した時、市内の路上でタバコのポイ捨てが多いと感じました。そこで、「枚方市内全域の路上喫煙(歩きタバコ等)の禁止。駅前や商業施設、教育施設等周辺道路でのタバコのポイ捨ては、罰則付き」を提言します。	枚方市では、「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」により、市内全域で吸い殻や空き缶等のポイ捨てを禁止しており、市の指定職員による措置命令に従わない場合、2万円以下の罰金に処せられることがあります。 また、「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」により、市内全域で歩きタバコを禁止するとともに、特に通行者の多い枚方市駅と樟葉駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域として設定し、禁止区域以外の場所では路上喫煙により他人に迷惑をかけないように努めなければならないと定めています。 これまでから、路上喫煙禁止区域や喫煙マナーなどについて、啓発看板の設置や広報ひらかた、市ホームページ、FMひらかた等で周知啓発に努めることも、禁止区域周辺での民間事業者との連携による啓発活動を行ってきました。しかし、吸い殻のポイ捨てなどが見受けられることから、吸い殻のポイ捨てや受動喫煙防止に向けて、より効果的な方法について工夫するなど周知・啓発に取り組んでまいります。	2021/6/7	2021/7/20	環境政策室 環境保全担当 企画政策室 保健医療課
野外活動センターの池	年間を通じて子ども達は、野外活動センターの自然から沢山の学びを受けています。この度、7月中旬に広場の池を洗浄し、遊び場として活用すると聞き、残念でなりません。 生態系のバランスを壊されないことを心からお願い申し上げます。生き物に詳しい方のガイドなど、池のありのままの魅力を伝える・学びの機会になればと思います。水遊びであれば、希望者に水鉄砲作り・貸し出しやタイヤを貸し出すなど、他にも方法があると思います。	ご指摘いただいた人工池は、「防火用水池」と呼ばれるもので、野外活動センター内で火災が発生した際に、消火活動で使用するため、消防法に基づいて整備しております。池の底に泥や石などが堆積していると、火災発生時に消防ホースが使用できなくなり、消火活動に支障をきたしてしまうため、現在、堆積した泥や石などの除去作業を行っています。これに合わせ、防火用水池としての運用には様々な制限があることから、活用できる方法がないか検討しているところです。 ご提言いただいた多様な生物の生息環境につきましては、野外活動センター全体の課題として捉えつつ、今後もセンターのスタッフが一丸となり、市民の皆さまに親んでもらえる環境整備に取り組んでまいります。	2021/7/1	2021/8/3	スポーツ振興課
暑さ対策のため緑化推進の要望	コンクリートの反射で気温がすごく高くなっていて耐えられません。開発ばかりで木もたくさんなくなって木陰で休む場所もありません。駐車場だけでも芝等にして気温上昇を抑えるとか、道路の沿道の木を増やすとか、木を切るばかりではなく、もっと緑化に力を入れて欲しいです。	本市は、里山と淀川、それらを東西に結ぶ3つの川が流れ、良質なみどりを育む自然環境に恵まれており、本市が平成11年に策定した「みどりの基本計画」では、多くの人が関わり、大切なみどりを守り、創り、育み、次世代につなげていくため、(1)みんなのみどりづくりを支援する、(2)みどりを守り活かしていく、(3)身近なみどりの機能を向上させる、(4)花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進するという4つの基本方針を示し、取り組んでいるところです。 近年は温暖化が進む中、7月から8月にかけては本市でも連日35度を超える厳しい暑さが続いています。猛暑日が続けば、熱中症など健康被害につながる恐れがあります。市内に緑を増やすことは、暑さ対策に大きな効果があるとされており、本市では、ゴーヤなどのつる性植物で作る「緑のカーテン」の普及活動などに取り組むとともに、自治会を通じた緑化樹の無料配布、公園の美化に取り組んでいただいているボランティア団体を対象に花苗の配布などを行っています。引き続き、都市の熱環境の改善に向け、緑化推進に取り組んでまいります。	2021/7/21	2021/9/17	みち・みどり室 環境政策室 環境保全担当

(6)地球環境・地域の自然・住みよい環境 令和4年2月末日現在

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
隣の空き家について	長屋に住んでいます。隣人は借家(現在は空き家)で、両隣とも所有者がわからず、市へ相談したところ、隣人の所在を調査していただきました。 特定空き家は一棟空き家が対象になり、また、認定されるまでかなりの時間を要すると教えていただきました。特定空き家に認定された場合、行政代執行法に適用されるが、長屋に関しては行政代執行法が適用されないとの事でした。 長屋について、今の空き家の現状、倒壊の恐れがある現状について、今後の対策についてお聞きかせください。	管理不良となった空き家・空き地の増加は全国的にも社会問題となっており、本市に寄せられる相談件数も年々増加傾向にあります。このまま、適正に管理されていない空き家等が増えれば、まちの魅力が低下するだけでなく、家屋の倒壊など周辺住民の生活環境にも悪影響を及ぼしかねません。こうした状況を解消するためには、本市としても所有者に対して強く適正管理を促す取り組みを進めていかなければならないと考えています。 空き長屋については、条例を定めて対応を行っているところですが、やはり、法律に匹敵するような効果を条例でもたらすことはできないことから、指導・措置には苦慮しているところです。 行政代執行法に基づく行政代執行を行うには、法による位置づけが必要であり、法において「長屋等への対応は条例で定める」といった文言が追加されれば、本市ではすでに条例で位置付けておりますので、行政代執行法における執行が可能となります。 これらの課題は、各自自治体とも共有しているところであり、府を通して国へ法改正の要望をしている状況です。法の整備が追い付くには今しばらく時間を要する見通しですので、まずは、家屋を放置する所有者が少しでも減るよう、所有者への指導、家屋管理の重要さを伝える啓発活動に力を入れてまいります。	2021/8/25	2021/10/1	住宅まちづくり課
枚方市駅南口タクシー乗り場の鳩の糞について	枚方市駅南口タクシー乗り場の鳩の糞でひどく道路がひどく汚れているため、一度担当者の方に見に来てほしいです。	鳥の糞害については、近年、都市部や住宅地などで深刻化しており、本市においても枚方市駅南口ロータリーなどで鳥の糞害が発生しています。 鳥は行動範囲が広いうえ、学習能力が高く完全な対策が難しいとされており、糞害が発生している場所や環境に応じて、鳥を寄せつけないための対策を行うことが基本となります。枚方市駅南口ロータリーについては、橋梁下部など鳥が集まる場所に本年3月26日、防鳥ネットや鳥よけシート等を設置し対策を講じているところですが、全ての糞害を防ぎきれない状態です。 ご意見いただきました現地の清掃作業は、10月8日に実施いたしました。引き続き、今回糞害があった場所等を踏まえ、防鳥対策を検討していきます。	2021/10/4	2021/10/8	みち・みどり室
藤阪駅周辺での喫煙について	藤阪駅周辺での喫煙者が多く、受動喫煙が気になります。路上や駅周辺での喫煙も禁止してほしいです。	JR藤阪駅周辺は路上喫煙禁止区域ではありませんが、本市では条例で市内全域での歩きタバコを禁止しており、喫煙の際は、他の人に迷惑をかけないよう行っていただく必要があります。市内各駅にも協力いただきながら喫煙マナー向上に向けた啓発を行っているところであり、藤阪駅周辺でも、周囲に迷惑となる喫煙はやめていただけるよう啓発ポスターを掲示しています。 今回現地を確認したところ、ポスターが劣化して自立たなくなっていましたので、撤去し、新たに強いメッセージ性のあるポスターを掲示し直しました。今後も引き続き、喫煙マナーの向上に向け取り組みを進めてまいります。	2021/9/6	2021/11/9	環境政策室 環境保全担当
市内のゴミ回収について	ゴミ回収(資源ゴミ)の日に、委託業者以外の人が資源ゴミを回収しています。市が見回りなどをしていますが、改善していません。市内の条例整備の徹底や枚方市警との一斉摘発などをしてください。	本市では資源物等の持ち去り行為を禁止するため、平成25年1月に関係条例の一部を改正し、併せて早朝/パトロールを実施しているところですが、条例の改正後、持ち去り行為は減少し、一定の成果が表れているものと考えています。しかし、一部の持ち去り行為者が横行していることも事実であり、最近ではパトロール車を見つけたと速度を上げて逃走する者もいるため、追跡を断念せざるを得ないケースもありますが、今後も持ち去り行為の排除に向け、資源物が狙われやすい場所を中心に警察と連携しながら、早朝/パトロールを実施してまいります。	2021/10/13	2021/11/8	減量業務室
年末年始のゴミの収集について	プラゴミの収集が金曜日の地域です。年内は、12月24日が最終で、年明けが1月7日であり、2週間も収集がありません。第1・第3月曜日のビン・カンは、2週間空との理由で12月30日に収集があります。 なぜ、金曜日の収集地域のみを差別するのですか。行政サービスは、市民全員に均等でないと良くないと思います。再考願います。	年末年始のごみ収集では、ご不便をお掛けしております。本市では、一般廃棄物について、生活に支障が生じないうちに収集、運搬することを条例で定めています。特に、悪臭や腐敗といった衛生上の観点から速やかな対応が必要な「一般ごみ」に関しては、年末年始といった休日期間(12月29日～1月4日)であっても、間隔が中6日を超えることが無いよう、12月30日も収集をしています。現状の体制で可能な限り調整をさせていただき中、ご指摘のプラごみについては、洗って出させていただくことをお願いしており、衛生面で問題がないと考えていることから、年末年始の調整の対象としておりません。現状の収集サイクルにご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	2021/12/13	2021/12/28	減量業務室
公園のスロープ設置について	公園の階段両サイドにスロープを設置してもらいたいです。 公園は自転車の往来がありますが、階段に自転車を運ぶためのスロープの設置がなく、子どもが自転車を担いで階段を移動の際、怪我をしています。	公園の入口には階段を使用しなければならない箇所もあり、自転車で来園される方には大変ご不便をお掛けしております。 公園は子どもから高齢者まであらゆる世代の方々にご利用いただける施設であるため、他の利用者にご迷惑がかからないよう、利用にあたってはいくつかのルールを定めております。 ご要望の「公園への自転車用のスロープの設置」については、本市では他の利用者との接触事故を防ぐため、公園内への自転車等の運転は禁止させていただいており、自転車で来園されている方には、平坦な入口等に自転車を停めていただくようお願いしております。 公園内での事故防止のため、ご理解いただきますようお願いいたします。	2022/1/11	2022/2/21	みち・みどり室